

施設の概要

(金額, 人数等の数値は平成30年度実績)

施設名	子どもの家（67施設）		
所在地	宇都宮市中央本町1番地29 ほか66箇所		
根拠条例等	児童福祉法（昭和22年法律第164号） 宇都宮市子どもの家条例（令和2年条例第26号） 宇都宮市子どもの家条例施行規則（令和2年規則第4号）		
設置年月日	令和3年4月1日		
設置目的・ 業務内容	設置目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の育成支援その他子どもの家の運営に関する業務 ・ 施設の利用の許可及び制限に関する業務 ・ 施設、設備及び備品の維持管理等に関する業務 ・ その他の業務（利用料金等の徴収、ブロック内の管理調整など） ※ 指定管理者の公募は、市域を10に区切ったブロックごとに行う。	
開所時間	小学校の授業日 放課後から午後7時まで 小学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで		
休所日	毎週日曜日，国民の祝日，年末年始		
現在の指定管理者	-		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	506,037千円 （施設ごとの内訳は別紙1のとおり）	
	使用料（利用料金）収入	499,400千円 （施設ごとの内訳は別紙1のとおり）	
利用者数(のべ人数)	946,749人（施設ごとの内訳は別紙1のとおり）		
施設構造	別紙2のとおり		
敷地面積 （㎡）	延床面積 （㎡）		別紙2のとおり

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）																				
	別紙2のとおり	—	—																				
	/	/	/																				
	/	/	/																				
	/	/	/																				
	/	/	/																				
その他の特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金制を採用（利用料金の額は条例に定める使用料と同額で固定） <参考>令和3年度からの利用料金一覧 																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本利用（小学校の休業日のみの利用の場合を除く。）</td> <td>午後6時までの利用</td> <td>1月につき 7,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">小学校の休業日のみの利用</td> <td>夏季休業日</td> <td>1期につき 12,800円</td> </tr> <tr> <td>学期間休業日</td> <td>1期につき 920円</td> </tr> <tr> <td>冬期休業日</td> <td>1期につき 1,800円</td> </tr> <tr> <td>学年末休業日</td> <td>1期につき 2,300円</td> </tr> <tr> <td>学年始休業日</td> <td>1期につき 2,300円</td> </tr> <tr> <td>延長利用</td> <td>午後6時からの使用</td> <td>1日につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		金額	基本利用（小学校の休業日のみの利用の場合を除く。）	午後6時までの利用	1月につき 7,600円	小学校の休業日のみの利用	夏季休業日	1期につき 12,800円	学期間休業日	1期につき 920円	冬期休業日	1期につき 1,800円	学年末休業日	1期につき 2,300円	学年始休業日	1期につき 2,300円	延長利用	午後6時からの使用	1日につき 100円
	区分		金額																				
	基本利用（小学校の休業日のみの利用の場合を除く。）	午後6時までの利用	1月につき 7,600円																				
	小学校の休業日のみの利用	夏季休業日	1期につき 12,800円																				
		学期間休業日	1期につき 920円																				
		冬期休業日	1期につき 1,800円																				
		学年末休業日	1期につき 2,300円																				
		学年始休業日	1期につき 2,300円																				
	延長利用	午後6時からの使用	1日につき 100円																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給世帯及び就学援助費の交付対象世帯は、指定管理者に対する申請により、18時以降の延長料金を除く利用料金の全額を免除（免除した利用料金相当額は市から指定管理者に負担金として補填） <参考>上記と同様の世帯を対象とした「保護者負担金助成制度」の利用実績（平成29年度から開始、月当たり5,000円を上限として助成） 																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>472人</td> <td>21,780千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>524人</td> <td>25,248千円</td> </tr> </tbody> </table>			年度	利用人数	助成額	平成29年度	472人	21,780千円	平成30年度	524人	25,248千円												
年度	利用人数	助成額																					
平成29年度	472人	21,780千円																					
平成30年度	524人	25,248千円																					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金と別途、月額2,000円程度の実費（おやつ代、教材代など）を指定管理者が徴収 																							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理業務とは別途、平日午前中に子どもの家の施設を利用して乳幼児とその保護者の交流の場の提供を行う「子育て支援事業」を法人への委託により実施する。 																							